

# 食料・農業・農村政策審議会食品産業部会における 食品リサイクル小委員会の設置について

平成19年7月  
農林水産省総合食料局

## 1. 調査審議の必要性

食品廃棄物を循環資源として再生利用することを目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の一部を改正する法律（以下「改正食品リサイクル法」という。）が、平成19年6月13日に公布され、6ヶ月以内に施行することとされている。

このため、速やかに関連する政省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する必要があるが、改正食品リサイクル法については、一部省令及び基本方針の策定、改定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、法改正により措置された事項の詳細や基準を定める省令を策定するにあたっては、食品関連事業者や学識経験者からの意見を聞くことが重要と考えられることから、2に示す事項について審議を行う。

なお、これらを審議するに当たっては、食品産業の実態や食品循環資源の再生利用等に関する専門的な知見が必要とされることから、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会においては、平成17年10月に食品リサイクル制度の見直しのために食品リサイクル小委員会を設置したが、これと同様に本部会に食品リサイクル小委員会を設置し、調査・審議いただくこととする。

## 2. 審議事項

### （1）法定事項

- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
- ・食品関連事業者の判断基準

### （2）その他

法改正により措置された 熱回収、 食品廃棄物等の発生量等の定期報告及び 新たな再生利用事業計画の策定について、内容の詳細や基準を定める省令の策定に当たり、意見を聴取する

## 3. スケジュール（予定）

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 7月～8月 | 食品リサイクル小委員会の開催（2～3回）    |
| 9月～   | パブリックコメント募集（1ヶ月）        |
| 10月   | 食品産業部会における基本方針案及び省令案の了承 |

## 4. その他

なお、同小委員会は中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会と合同で審議を行う。

(参考1)

## 食品リサイクル制度の見直しの経緯について

平成17年8月29日

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会にて食品リサイクル小委員会の設置を了承

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会開催経過

平成17年10月31日 第1回 調査審議日程案・食品リサイクルの現状

平成17年12月2日 第2回 指定されていないリサイクル技術の評価

平成18年1月17日 第3回 食品関連事業者ヒアリング

平成18年2月7日 第4回 "

平成18年2月13日 第5回 清掃事業者等ヒアリング

平成18年4月4日 第6回 基本方針の見直しに係る論点整理(案)

平成18年7月27日 第7回 中間取りまとめ(案)

平成18年8月7日～8月25日

中間取りまとめ(案)に係るパブリックコメント

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会合同会合開催経過

平成18年9月27日 第1回 食品リサイクル制度見直しにおける論点整理(案)

平成18年10月24日 第2回 食品リサイクル制度の見直し方向の審議

平成18年11月28日 第3回 食品リサイクル制度の見直しとりまとめ(案)の審議

平成18年12月26日 第4回 食品リサイクル制度の見直しとりまとめ(案)

平成18年12月28日～19年1月26日

「食品リサイクル制度の見直しとりまとめ(案)」に係るパブリックコメント

国会審議における経過

平成19年3月2日 閣議決定

平成19年5月24日 衆議院本会議にて可決

平成19年6月6日 参議院本会議にて可決・成立

平成19年6月13日 公布

(参考2)

**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(抄)  
(平成19年法律第83号)**

(基本方針)

**第3条**

1・2 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、  
関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び  
中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(食品関連事業者の判断の規準となるべき事項)

**第7条**

1・2 (略)

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は  
これを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、  
食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければな  
らない。